

収入
200
印紙

産業廃棄物処理委託契約書

令和 年 月 日

下記契約区分1～3のうちいずれか1つ該当するものを○で囲む。

- 契約区分
- 1

甲は、甲の事業場から排出する産業廃棄物の収集・運搬を乙に委託する。
- 2

甲は、甲の事業場から排出する産業廃棄物の処分を乙に委託する。
- 3

甲は、甲の事業場から排出する産業廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、甲がこれを保有し、乙はこの写し（複写機によるコピー）を保有する。

甲及び乙は、＜委託業務の内容＞に記載された産業廃棄物の収集・運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に行うため、この契約書、産業廃棄物処理委託契約約款及び本契約書貼付の書類によって産業廃棄物委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

住 所
排出事業者 氏 名（法人にあっては名称）
代表者

印 （以下「甲」という。）

住 所
処 理 業 者 氏 名（法人にあっては名称）
代表者

江 別 市 角 山 6 9 番 地 4
角 山 開 発 株 式 会 社
代 表 取 締 役 湯 藤 学 印 （以下「乙」という。）

乙の事業範囲

許 可 区 分		収 集 ・ 運 搬
積 込 場 所 （ 発 生 場 所 等 ）		
運 搬 先 （ 処 分 場 所 等 ）		江 別 市 美 原 1 5 1 5 - 1 外、赤 平 市 共 和 町 5 5 6 - 9 , 5 5 6 - 1 3 8 外
産業廃棄物の事業の範囲 （許可品目等）	北 海 道	別紙許可証の通り
特別管理産業廃棄物の 事業の範囲 （許可品目等）	北 海 道	別紙許可証の通り
許 可 区 分		処 分
産業廃棄物の事業の範囲 （許可品目等）	中間処理	焼却：許可証の通り 破碎：許可証の通り 選別：許可証の通り RPFの製造：許可証の通り 圧縮：許可証の通り
	最終処分	埋立：許可証の通り
特別管理産業廃棄物の 事業の範囲 （許可品目等）	中間処理	焼却：許可証の通り
	最終処分	許可証の通り

※乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証写しを甲に提出するものとする。

産業廃棄物処理委託契約約款

- 第1条（法の遵守）
甲及び乙は、処理業務遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。
- 第2条（委託内容）
1 委託内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、乙は甲から委託された産業廃棄物を＜委託業務の内容＞に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車輛で適正に運搬する。
2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、乙は甲から委託された産業廃棄物を＜委託業務の内容＞に示す処理方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 第3条（適正処理に必要な情報の提供）
1 甲は、産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、＜委託業務の内容＞の適正処理に必要な情報の欄に記入し、乙に通知しなければならない。
2 甲は、＜委託業務の内容＞の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドラインーWDSガイドライン」（平成25年6月）を参照）を参考に、書面にて提供しなければならない。
3 甲は、平成18年7月1日以降に製造された廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット型エアコンデション、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機に日本工業規格C0950に規定する含有マークが付されたものである場合にはその旨を乙に通知しなければならない。
4 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
5 甲が乙に委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を＜委託業務の内容＞(3)の適正処理に必要な情報その他欄に記入する。
- 第4条（甲乙の責任範囲）
1 乙の責任範囲は、次のとおりとする。
(1)委託業務が契約区分1（収集・運搬）の場合は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から、運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで法令に基づき適正に処理すること。
(2)委託業務が契約区分2（処分）の場合は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
(3)委託業務が契約区分3（収集・運搬及び処分）の場合は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
2 乙は甲に対し、前項各号のいずれかの業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3 乙が第1項各号のいずれかの業務の過程において乙又は第三者に損害が発生した場合に乙に過失がない場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 第5条（再委託の禁止）
乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。
- 第6条（権利・義務の譲渡等）
乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。
- 第7条（委託業務終了報告）
乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で、処分業務については、D票又はE票で代えることができる。
- 第8条（報酬・消費税・支払い）
1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬については、＜委託業務の内容＞（3）に定める単価に基づき算出する。
2 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務についての消費税等は、甲が負担する。
4 甲は、乙からの業務終了報告書を受取った後、乙に処理業務に対する報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法等について後記特約に定めのある場合にはそれによる。
- 第9条（内容の変更）
甲及び乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。また、第3条第4項の場合も同様とする。
- 第10条（機密保持）
甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。
- 第11条（契約解除）
甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、本契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
(1)乙の義務違反により甲が解除した場合
甲は乙に対し、乙の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、甲は乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、乙の費用をもって当該産業廃棄物を引取り、乙の責任により処理を行うものとする。また、乙は甲からの当該産業廃棄物の引取りの請求に対し従わなければならない。
(2)甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。
(3)甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 第12条（協議）
本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

特約（報酬の支払方法その他協議事項）

＜許可証（写し）添付欄＞

- (3) 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価、適正処理に必要な情報、最終処分及び再生利用等に関する事項。

	施設の名称及び許可番号	施設の処分地	処分方法	処理能力
最終処分施設	美原処分場 00140005112	江別市美原 1515-1 外	安定型埋立処分場	47, 121m ³
	赤平最終処分場 00140005112	赤平市共和町 556-138 外	安定・管理型埋立処分場	126, 744m ³
	空知興産㈱ 00140004839	雨竜郡雨竜町字恵岱別 207 番 301	安定・管理型埋立処分場	247, 890m ³
	北清えさし㈱ 00120177482	檜山郡江差町字砂川 419 番外	安定・管理型埋立処分場	168, 868m ³
	北清ふらの㈱ 00140000736	富良野市字山部 2580、2581 外	安定型埋立処分場	197, 514m ³
	野村興産㈱ 001400004746	北見市留辺蕊町富士見 217	焙 焼	184. 18t/日
	札幌公清企業 05140004748	札幌市東区中沼町 45 番地 57	破 碎 ・ 焼 成	45t/日 ・ 36t/日
	㈱親電工 00140033807	石狩郡当別町字高岡 2065 外	安定型埋立処分場	187, 000m ³
	谷村運輸㈱ 00140039897	岩見沢市東山町 467-1 外	安定型埋立処分場	107, 998m ³
	㈱道環リサイクル 00140049854	樺戸郡新十津川町字中央 89 番地 4	安定・管理型埋立処分場	50, 542m ³

備 考	処分の単価は性状・形状により変わります。
-----	----------------------

乙での再生品目及び 売却先又は 再生含む最終処分先	再 生 砕 石	金 属 く ず	燃料チップ・固形燃料	燃料チップ	製 紙 原 料	非鉄プラスチック類
	一 般 先	(株)鈴木商会	日 本 製 紙 (株)	株式会社北海道熱供給公社	三 基 開 発 (株)	(株)紅日貿易
	紙 く ず	金 属 く ず	燃料チップ・固形燃料	燃料チップ	製 紙 原 料	水 銀 製 品
	(株)もっかいトラスト	(株)マテック	北海道地域暖房(株)	赤平製紙(株)	(有)八起	野村興産(株)

許可番号第00140005112号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道江別市角山69番地4
氏 名 角山開発株式会社 代表取締役 湯藤 学

印
鑑
欄

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和3年(2021年)10月17日
許可の有効期限 令和8年(2026年)10月16日

1. 事業の範囲
焼却・焼成、汚泥(含水率8%以下のものに限る)、廃渣(「焼却残渣」に限る。)廃プラスチック類、紙くず。木くず。繊維くず。動植物性残さ。ゴムくず。金属くず。ガラスくず。コンクリートくず及び陶磁器くず。駄畜いり。骨炭。ばいじん。産業廃棄物を処分するために収集したものを、石炭若しは産業廃棄物であるものを含む。本施設を営む法人が産業廃棄物であるもの(水銀回収義務のないものに限る。)を含む。燃焼灰、溶融スラグ及び使用済み油脂について本館含有率がいずれでもあるもの(水銀回収義務のないものに限る。)を含む。

焼却(汚泥、廃渣、動物、植物の死体、産業廃棄物に区分せず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動植物のふん尿、動物の死体、産業廃棄物に区分せずにために収集したもの)及び陶磁器くず。動植物のふん尿、動物の死体、産業廃棄物に区分せずにために収集したもの(水銀回収義務のあるものと無関係なものとの混合物を含む。)(水銀回収義務のないものも含む。)(水銀回収義務のないものに限る。))を含む。燃焼灰、溶融スラグ及び使用済み油脂について本館含有率がいずれでもあるもの(水銀回収義務のないものに限る。)を含む。

破砕(廃プラスチック類、紙くず。木くず、繊維くず。ゴムくず。金属くず。ガラスくず。コンクリートくず及び陶磁器くず。駄畜いり。骨炭。ばいじん。産業廃棄物を処分するための収集したものを、廃プラスチック類、金属くず。ガラスくず。コンクリートくず及び陶磁器くず。駄畜いり。骨炭。ばいじん。産業廃棄物であるものを、水銀回収義務のないものに限る。))を含む。

圧縮(廃プラスチック類、紙くず。木くず。繊維くず。動植物性残さ。ゴムくず。繊維くず。木くず。金属くず。ガラスくず。コンクリートくず及び陶磁器くず。駄畜いり。骨炭。ばいじん。産業廃棄物を処分するための収集したものを、廃プラスチック類、紙くず。木くず。繊維くず。動物性肥料。固形燃料)。以下省略。

2. 事業の用に供するすべての施設
第2面から第5面に記載のとおり。(本条目。)

3. 許可の条件
施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道に移転に移設がされき種類と場所の使用許可書書を環境庁長官へ届出しなければならない。なお、施設の移動によって、周辺の生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を示すこととなる場合がある。
②当該事業が終了した場合迅速やかに北海道知事に移転又は移設がされき種類等破砕施設使用終了報告書を出すこと。

4. 許可の更新又は変更の状況。以下省略。
第6面に記載のとおり。

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有(無)

令和3年(2021年)10月14日 許可交付 令和 年 月 日 (石狩振興局)

[illegible]

産業開発部所管事業計画可成

詳 査 号 別 第000140000112号

許可事業者の名称 青山開発株式会社

施設の種別	保管庫第30
設置場所	江戸市角山169番40
面積	9,637㎡
設備	がれき用 (コンクリート)
高さ	13.04m
保管上限	5.0m
施設の種別	保管庫第31
設置場所	江戸市角山169番40
面積	1,949㎡
設備	がれき用 (コンクリート・コンクリート)
高さ	5.770m
保管上限	7.0m
施設の種別	保管庫第32
設置場所	江戸市角山169番40
面積	200㎡
設備	ガラス・コンクリート・木及び陶磁器・土、
高さ	5.75.7m
保管上限	3.5m
施設の種別	保管庫第33
設置場所	江戸市角山119番40
面積	80㎡
設備	紙・土
高さ	26m
保管上限	1.50m
施設の種別	保管庫第34
設置場所	江戸市角山169番30
面積	624㎡
設備	原物 (ターレ・ビッチ類に限る)、腐ブラスチック
高さ	木・陶磁器・土・ガラス・コンクリート・木及び陶磁器・土、
保管上限	ガラス・コンクリート・木及び陶磁器・土、
保管上限	3.776.1m
施設の種別	保管庫第35
設置場所	江戸市角山169番30
面積	830㎡
設備	原物 (ターレ・ビッチ類に限る)、腐ブラスチック
高さ	木・陶磁器・土・ガラス・コンクリート・木及び陶磁器・土、
保管上限	ガラス・コンクリート・木及び陶磁器・土、
保管上限	1267.9m
高さ	5.25m
施設の種別	保管庫第36
設置場所	江戸市角山69番30
面積	15㎡
設備	腐ブラスチック類、金属類、ガラス、コンクリート及び陶磁器等。(産業廃棄物、産業廃棄物、水処理施設等がないものに限る。)
保管上限	2.1m
施設の種別	保管庫第37
設置場所	江戸市角山425番地13
面積	61㎡
設備	木・土
高さ	65.5m
保管上限	1.5m

以下空白。

令和 3 年 (正01 年) 1 月 1 4 日 許可可交付

(右記表裏)

[illegible][illegible]

産業廃棄物処理業許可証

	許 可 番 号	第0149008112号
	許可業者の名称	舟山開発株式会社
平成 8 年(1996年) 3月28日	変更許可(施設が移る場合)の追加。	
平成 8 年(1996年) 10月17日	許可の更新	
平成13年(2001年) 7月26日	変更許可(施設「固形プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び有機溶剤くず」を、「固形プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、のコンクリートくず及び有機溶剤くず」の追加)	
平成18年(2006年) 10月17日	許可の更新	
平成19年(2007年) 1月26日	変更許可(施設名「RFD」を「環境燃料(紙屑、圧縮・成形した紙屑)」に変更)	
平成19年(2007年) 12月 3日	変更許可(資質「燃え残、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性たれに由来したもの」を「紙くず、木くず、繊維くず、動植物性たれに由来したもの」の追加)	
平成23年(2011年) 9月 2日	変更許可(品目「固形プラスチック類、紙くず」の追加)	
平成23年(2011年) 11月18日	許可の更新	
平成25年(2013年) 1月21日	変更許可(施設「動物園卸売市場、産業廃棄物を処分するために処理しているもの」の追加)	
平成28年(2016年) 10月17日	許可の更新	
平成29年(2017年) 4月28日	変更許可(増設「焼却炉」を増設し、資源物の焼却を行うことにより「資源物の焼却残渣」を「資源物の焼却残渣」として処理することとなるため)の追加)	
平成29年(2017年) 8月11日	変更許可(施設「焼却炉(タービン式)を増設し、紙くず、石炭含有産業廃棄物、木くず、コンクリート製建築部材、繊維くず、可燃物、有害産業廃棄物」を「紙くず、石炭含有産業廃棄物、木くず、コンクリート製建築部材、繊維くず、可燃物、有害産業廃棄物」の追加)	
平成30年(2018年) 5月30日	変更許可(施設「固形プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び有機溶剤」を「固形プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び有機溶剤、水素ガス製造工程副産物(水素回収装置からの不純物除去液)」の追加)	
令和 3 年(2021年) 10月17日	許可の更新	

以上全頁

令和 3 年(2021年) 10月14日 許可交付印

(本表裏面に記載事項は省略)